

# ◆ 11月の税務と労務

# 11月

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 4日・振替休日 23日・勤労感謝の日

- 国 税 / 10月分源泉所得税の納付 11月11日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請  
11月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第2期分の納付  
12月2日
- 国 税 / 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)  
12月2日
- 国 税 / 12月、3月、6月決算法人の消費税等の  
中間申告(年3回の場合) 12月2日
- 国 税 / 3月決算法人の中間申告 12月2日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告  
(年3回の場合) 12月2日
- 地方税 / 個人事業税第2期分の納付  
都道府県の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

※税を考える週間 11月11日～11月17日

**業務センターによる集約処理** 国税庁では、申告書の入力処理などを「業務センター」で集約処理する、税務署の内部事務のセンター化を順次進めており、令和8年には全ての税務署を対象にセンター化が実施される予定です。センター化の対象となる税務署に申告書や申請書を書面で提出する場合、業務センターに送付することとなります。

ワン  
ポイント